

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	労働雇用課	整理番号	5-3-2
許認可等の種類	シルバー人材センター連合の指定			
根拠法令条例等・条項	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条			
許認可等の概要	定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた臨時的かつ短期的就労の機会を確保し、高年齢者の就業を援助し、能力の活用を図り、福祉の増進に資することを目的として設立された公益法人を、市町村の区域ごとに一個に限り指定することができる。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規程において言い尽くされているため) 【参考】高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条 別紙のとおり			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(申請が稀であり、標準処理期間の設定が困難であるため)			
期間の制定根拠	—			